

令和8年度第2回三春町農業委員会議事録

- 1 令和8年5月15日（金）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において令和8年度第2回三春町農業委員会を開催した。

2 出席委員 12名

1番 大津 早苗	2番 佐藤 一八	3番 増子 義男
4番 橋本文夫	5番 八木沼 孫一	6番 武内 徹
7番 新田 俊男	8番 門馬 稔治	9番 大内 昌子
10番 佐久間 稔	11番 渡辺 良一	12番 渡邊 重吉

3 欠席委員 1名

13番 影山 忠夫

4 推進委員 0名

5 事務局からの出席者 2名

事務局次長：近内 信二
事務局主査：岩崎 友也

6 審議案件

議案第5号	現況確認証明申請について
議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号	三春町農用地利用集積計画について
議案第9号	令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

8 議長指名により議事録署名人を選任した。

3番 増子 義男 委員 4番 橋本文夫 委員

9 議事

次 長： それでは、議事に入ります。
渡邊代理の議長でよろしくお願いいたします。

議案第 5 号 現況確認証明申請について

議 長： 「議案第 5 号 現況確認証明申請について」を議題とします。

まずはじめにNo.1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、七草木の十文字交差点から東へ240mのところでは。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告

5月1日午後2時30分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、大部分が法面となっており、農地として機能していないこと、また、今後農地として活用できる見込みはないことから非農地証明の対象とされます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。

この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
 場所は、岩江小学校から北西へ480mのところ
 です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3番 増 子 義 男 委員、現地調査報告

 5月1日午前9時から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

 申請地は、現在耕作されており、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。

 以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。

 この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No.2に移ります。

 それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

 場所は、カタクリの里から西へ620mのところ
 です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 増 子 義 男 委員、現地調査報告

委 員： 5 月 1 日午前 9 時 1 5 分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、今年の作付準備が始まっており、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。

この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No. 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、カタクリの里から西へ 3 4 0 m のところ
です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 3 番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 増 子 義 男 委員、現地調査報告

5 月 1 日午前 9 時 3 0 分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、現在作付けされている様子はありませんでした。しかし、今後は適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No. 4 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は沼沢集会所から北西へ140mのところ
です。

事務局： (議案説明)

委員： 12番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

5月1日午前11時から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、今年の作付準備が始まっており、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No. 5 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は沼沢集会所から北西へ150mのところ
です。

事務局： (議案説明)

委 員： 12番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

5月1日午前11時15分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、現在作付けされている様子はありませんでした。しかし、今後は適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、所有権を移転しようとするものです。
場所は、(株)オールスター観光から南東に160mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 2番 佐 藤 一 八 委員、現地調査報告

5月1日午後1時30分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、西側と南側を宅地、東側を雑種地、北側を公衆用道路に囲まれています。

隣接地に農地はなく、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

一 同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。

この申請について、許可することに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第8号

三春町農用地利用集積計画について

議長： 「議案第8号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： (議案書に沿って説明)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。

この案件について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第9号

令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

議長： 「議案第9号 令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：（議案書に沿って説明）
議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
一 同： 質問、意見等なし。
議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、異議なしとすることに異議あり
全 員： 異議なし。
議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第2回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和8年度第2回三春町農業委員会を午後4時20分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 渡邊 重吉

3 番委員 増子 義男

4 番委員 橋 本文夫